

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 18 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 17 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 18 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 12 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から42年2月まで

私の母は、国民年金制度発足当初に私の国民年金の加入手続を行い、私の実家にいる間の国民年金保険料を納付してくれた。私は、昭和38年頃から、40年10月頃まで店に勤務しており、店主が私の国民年金の加入手続を行い、給料から天引きした保険料を定期的に役所で納付してくれていたと思う。退職後もしばらくの間、店主が私の保険料を納付してくれ、昭和41年度の保険料は夫が役所で納付してくれた。昨年、日本年金機構から「年金記録確認のお願い」のはがきが届き、国民年金手帳を確認したところ申立期間の保険料は納付済みとなっていた。申立期間は国民年金の未加入期間とされているが、保険料の納付済期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄では、申立人は、昭和42年3月3日に41年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。また、当該手帳にはA区厚生部国民年金課のゴム印が押され、42年3月4日の日付及び「前住地（A区）での納付状況」と記載されているメモが貼付されており、同メモには昭和38年度から40年度の保険料は「納付済」とゴム印が押されているほか、申立期間当時、申立人が居住していた町の被保険者名簿の摘要欄には、「38/4～41/3 A区」の記載があることなどから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと推認できる。

一方、申立期間は、申立人が昭和40年3月*日に婚姻により共済組合の組合員の配偶者となったことから、国民年金の強制加入被保険者の資格を喪失し、42年3月3日に任意加入被保険者の資格を取得するまでの期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

本来であれば、上記の申立人の強制加入被保険者資格の喪失により、申立期間の保険

料の還付手続を行うべきところ、平成25年11月に還付決議がなされるまでの間、還付された事実は認められないことから、申立人が申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上、任意加入となる要件を欠き、資格喪失しているため被保険者となり得ないことを理由として、申立期間の被保険者資格と保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月10日は9万6,000円、同年8月10日は14万3,000円、同年12月10日は16万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月10日
② 平成17年8月10日
③ 平成17年12月10日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間においても賞与が支給されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたB厚生年金基金から提出された申立人に係る賞与記録（異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、B厚生年金基金における申立人の申立期間以外の期間である平成16年4月10日、同年8月10日及び同年12月10日の標準賞与額とオンライン記録の標準賞与額は一致している。

さらに、申立人と同様に申立期間において標準賞与額に係る記録が欠落している複数の従業員が所持している賞与支給明細書により、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと推認できる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記厚生年金基金の賞与記録及び従業員の賞与支給明細書を基に算出した保険料控除額から、平成17年4月10日は9万6,000円、同年8月10日は14万3,000円、同年12月10日は16万4,000円とする

ことが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の従業員も、その所持する賞与支給明細書により申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録に当該標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、平成15年4月から同年7月までを15万円、同年8月から同年11月までを16万円、同年12月から17年8月までを19万円、同年9月から18年8月までを18万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、19万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の13万4,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②及び③に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和50年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：①平成13年7月1日から15年4月1日まで
②平成15年4月1日から18年9月1日まで
③平成18年9月1日から19年6月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間①から③までの標準報酬月額が、給与額に見合う標準報酬月額より低くなっている。当該期間に係る給与明細書を提出するので、調査して、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、オンライン記録では、13万4,000円となっているが、申立人から提出されたA社の当該期間に係る給与明細書から、厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、上記給与明細書の報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年4月から同年7月までを15万円、同年8月から同年11月までを16万円、同年12月から17年8月までを19万円、同年9月から18年8月までを18万円とすることが妥当である。

また、申立期間③に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初13万4,000円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年7月に、19万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、当該期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額は、当初記録されていた標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高いと認められることから、当該期間の標準報酬月額については、特例法に基づき、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額を誤って届け出たこと、また、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①については、当該期間に係る給与明細書によると、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月15日は26万5,000円、18年8月10日は25万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年8月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB銀行の普通預金通帳及びA社の元従業員が保有している申立期間に係る賞与の明細書（冬季明細書及び夏季明細書）から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、A社の事業主は、賞与を支給した者については、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除していたと供述している上、上記元従業員の賞与の明細書により、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記B銀行の普通預金通帳の賞与振込額から推認した賞与額から、平成17年12月15日は26万5,000円、18年8月10日は25万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、

当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を24万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB銀行の普通預金通帳及びA社の元従業員が保有している申立期間に係る賞与の明細書（夏季明細書）から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、A社の事業主は、賞与を支給した者については、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除していたと供述している上、上記元従業員の賞与の明細書により、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記B銀行の普通預金通帳の賞与振込額から推認した賞与額から、24万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間の賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

A社又は同社の関連会社であるC社（現在は、D社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。被保険者記録が存在する前後の期間と同様、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社における当時の複数の元従業員による供述から判断すると、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びA社に係る事業所別被保険者名簿で、申立人と同様に、昭和35年7月1日にC社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年10月1日にA社において資格を取得していることが確認できる元従業員は、同年7月から同年9月までの申立期間に係る給料支払明細書を保有しており、当該給料支払明細書においては、各月とも厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、当時の複数の元従業員は、厚生年金保険について、職種等に関係無く、同様の取扱いであった旨供述している。

これらのことから、申立人についても、A社における申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、上記元従業員と同様の取扱いを受けていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事

業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社に係る上記被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年10月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、設立年月日が昭和35年6月3日であることが確認できる法人事業所であり、また、同社における当時の複数の従業員の供述により、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、上記給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、上記元従業員のC社における資格喪失時（昭和35年6月）における標準報酬月額と一致している。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人のC社における資格喪失時（昭和35年6月）の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、A社は申立期間において厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月23日及び同年12月3日は13万円、17年7月7日は5万円、18年7月31日は15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成17年7月7日
④ 平成18年7月31日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額の記録が無い。当該期間についても賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録により、申立期間①、②、③及び④について、A社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるところ、申立人が当該期間に給与振込口座を開設していた銀行から発行された申立人に係る取引明細証明書により、給与とは別に、平成15年7月23日、同年12月3日、17年7月7日及び18年7月31日に、同社から賞与として、それぞれ、10万6,644円、10万5,858円、4万680円、12万5,997円が振り込まれていることが確認できる。

また、申立期間①、②及び③当時の事業主及び経理・社会保険事務担当者は、賞与を支給した者については、厚生年金保険料を控除していたとしているところ、複数の元従業員から提出された当該期間に係る賞与の支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、申立人が申立期間④に居住していたB市から提出のあった平成19年度の住民税に係る資料の社会保険料控除額とオン

ライン記録の平成 18 年の標準報酬月額から算出した社会保険料との差額は、申立期間④の賞与振込額を基に算出した社会保険料とほぼ一致することから、申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①、②、③及び④の標準賞与額については、上記取引明細証明書及び平成 19 年度の住民税に係る資料の社会保険料控除額から推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、平成 15 年 7 月 23 日及び同年 12 月 3 日は 13 万円、17 年 7 月 7 日は 5 万円、18 年 7 月 31 日は 15 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②、③及び④の賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の経理・社会保険事務担当者は、申立人の当該賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月23日は20万円、同年12月3日は12万円、16年7月26日は10万円、同年12月7日は17万6,000円、18年7月31日は17万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成18年7月31日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る標準賞与額の記録が無い。当該期間についても賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録により、申立期間①、②、③、④及び⑤について、A社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるところ、申立人が当該期間に給与振込口座を開設していた銀行の預金通帳及び同行から発行された申立人に係る取引明細証明書により、給与とは別に、平成15年7月23日、同年12月3日、16年7月26日、同年12月7日及び18年7月31日に、A社から賞与として、それぞれ、16万5,647円、9万9,389円、8万2,824円、14万5,992円、14万2,712円が振り込まれていることが確認できる。

また、申立期間①、②、③及び④当時の事業主及び経理・社会保険事務担当者は、賞与を支給した者については、厚生年金保険料を控除していたとしているところ、申立人

が申立期間当時に居住していたB市から提出のあった平成16年度、17年度及び19年度の「リカバリ用電子データ（課税資料）」に記載されている社会保険料控除額とオンライン記録の平成15年、16年及び18年の標準報酬月額から算出した社会保険料との差額は、申立期間①、②、③、④及び⑤の賞与振込額を基に算出した社会保険料とほぼ一致することから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑤の標準賞与額については、上記預金通帳、取引明細証明書及び「リカバリ用電子データ（課税資料）」により推認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月23日は20万円、同年12月3日は12万円、16年7月26日は10万円、同年12月7日は17万6,000円、18年7月31日は17万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤の賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の経理・社会保険担当者は、申立人の当該賞与に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成14年2月から同年9月までは50万円、同年10月から15年5月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月1日から15年6月25日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低くなっているため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における平成14年2月から15年1月までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、14年2月から同年9月までは50万円、同年10月から15年1月までは47万円と記録されていたところ、同年2月25日付けで、14年2月に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人と同様に、事業主を含む11人について、15年2月25日付けで、標準報酬月額の遡及減額訂正が行われていることが確認できる。

また、A社の元従業員は、申立期間当時、事業主が社会保険事務所に保険料減額の相談に行ったとの話を聞いたことがあり、倒産する最後の2か月くらいは給与が支給されなかったと供述していることから判断すると、同社は厚生年金保険料を滞納していたことがうかがえる。

さらに、申立人は、A社の商業・法人登記簿謄本において取締役でなかったことが確認できる上、上記元従業員は、申立人は社会保険事務には関与していなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、平成15年2月25日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実に即したものと考えるが、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届

け出た、平成14年2月から同年9月までは50万円に、同年10月から15年5月までは47万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 14 日は 35 万円、同年 12 月 15 日は 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 14 日
② 平成 15 年 12 月 15 日

A社から派遣されて、同社が業務委託を受けていたB大学において、食堂関係の仕事に従事していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社からの賞与の振込みが確認できる資料を提出するので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録により、申立期間について、A社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるところ、申立人の上司及び同僚が保有する平成 15 年の賞与明細書により、同社では、同年 7 月 14 日及び同年 12 月 15 日に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、申立人から提出されたC銀行発行の「普通預金元帳」において、これらの翌日付けで、給与とは別にA社からの振込記録（平成 15 年 7 月 15 日は 28 万 3,248 円、同年 12 月 16 日は 25 万 8,969 円の振込み）が確認できることから、申立人は、申立期間に同社から賞与を支給されていたことが認められる。

さらに、当該上司及び同僚の賞与明細書において保険料控除が確認できる上、当該上司は、B大学で食堂関係の仕事をしていた者は、申立人及び当該同僚のほか二人いたとしているところ、一人は死亡しており賞与の支給について確認することができないが、もう一人は、賞与の振込記録及び住民税課税資料により、申立期間に係る賞与からの保険料控除が推認できることから、申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記「普通預金元帳」の賞与振込額を基に算出した賞与額から、平成15年7月14日は35万円、同年12月15日は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によると、上記上司及び同僚二人について、いずれも届出に基づく申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を行っていないと認められ、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成8年12月から10年9月までは53万円、同年10月から11年4月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から11年5月1日まで

3、4年前に、自身の年金記録の通知を見て、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬額より低くなっていることを知った。正しい標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係るオンライン記録によると、申立人の平成8年12月から10年11月までの期間に係る標準報酬月額は、当初、8年12月から10年9月までは53万円、同年10月及び同年11月は56万円と記録されていたところ、同年12月28日付けで9年10月及び10年10月の定時決定の記録が取り消された上で、8年12月に遡って9万2,000円に減額訂正されている上、申立人と同日付けで標準報酬月額を減額訂正された者が16名いることが確認できる。

このことについて、A社の申立期間当時の社会保険事務担当者は、「当時、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所から、標準報酬月額の等級を下げて申告するように言われ、実際の等級以下に訂正した。訂正の届出を行ったのは、当時の課長以上の人を対象だったと思う。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年12月から10年9月までは53万円、同年10月から11年4月までは56万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 21 日から 38 年 2 月 1 日まで
年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
しかし、申立期間に勤務したA社を退職したときには、会社から脱退手当金についての説明は無く、脱退手当金を会社から受け取った記憶も、自分で請求した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金が支給決定されたとされる昭和 38 年当時の社会保険事務所（当時）における脱退手当金の支給に係る事務処理においては、脱退手当金の請求書には、厚生年金保険被保険者証の添付が義務付けられており、当該請求書を受け付けた社会保険事務所では、脱退手当金の支給決定後に、当該被保険者証に、脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示を行い、これを請求者に返還することとされていたところ、申立人が現在も所持しているA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した際に発行された厚生年金保険被保険者証には、「脱」の表示が確認できない。

また、申立人は、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された昭和 38 年 4 月には、既に国民年金に加入している上、同月の国民年金保険料は納付済みと記録されており、申立人が、その当時脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社から関連会社であるB社への異動はあったものの、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社及び複数の同僚の回答から判断すると、申立人は、同社及びその関連会社であるB社に継続して勤務し（平成元年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成元年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社C支社で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支社で申立人と一緒に勤務していたとする複数の従業員の供述から、申立人は申立期間に同社同支社に継続して勤務していたと認められる。

また、申立期間にA社C支社で勤務していた従業員から提出のあった給料明細書から当該期間の保険料控除が確認できる。

なお、A社C支社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和49年1月1日であるところ、上記従業員から提出のあった48年12月の給料袋には「A社総務部」、49年1月の給料袋には「A社C支社」と記載されていることから、申立期間の給料は同社（本社）で支給されていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和49年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを48年

12月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 7 月 15 日は 14 万 7,000 円、同年 12 月 15 日は 17 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 15 日
② 平成 17 年 12 月 15 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、平成 17 年 7 月及び同年 12 月に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与に係る明細書は無いが、賞与は年 2 回支給されており、毎年同じような支給割合だったと記憶しているので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の給与関係業務を受託していた会計事務所から提出された申立人の賞与に係る平成 17 年分年末調整一覧表から、申立人は、同年に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、当該年末調整一覧表では申立人に係る平成 17 年分の賞与の総額は分かるが、賞与支給月及び当該月の賞与支給額が確認できないところ、A社の従業員が保有していた申立期間に係る賞与明細書により、平成 17 年 7 月及び同年 12 月に賞与が支払われたことが確認できることから、申立人についても当該月に賞与が支払われたとすることが妥当である。

また、申立人の申立期間に係る賞与額については、上記従業員の平成 17 年 7 月及び同年 12 月の賞与明細書に記載された賞与額を基に算出した同年分の賞与支給割合から、同年 7 月は 15 万円、同年 12 月は 18 万 7,000 円とすることが妥当である。

しかしながら、当該賞与額及び上記明細書で確認できる厚生年金保険料率を基に算出した厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、平成 17 年 7 月は 14 万 7,000 円、同

年12月は17万8,000円となることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成17年7月15日は14万7,000円、同年12月15日は17万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人にかかる保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は80万円、18年6月8日は65万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月及び18年6月の賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表等において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成15年12月10日は80万円、18年6月8日は65万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成15年12月10日及び18年6月8日の標準賞与額に係る記録を、それぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月及び18年6月の賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表等において確認できる保険料控除額から、それぞれ150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記賞与一覧表等において確認できる保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は42万円、18年6月8日は84万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月及び18年6月の賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表等において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成15年12月10日は42万円、18年6月8日は84万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東東京国民年金 事案 13949 (事案 12871 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 7 月から 13 年 5 月までの期間、14 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、13 年 6 月から 14 年 2 月までの期間の保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 7 月から 13 年 3 月まで
② 平成 13 年 4 月及び同年 5 月
③ 平成 13 年 6 月から 14 年 2 月まで
④ 平成 14 年 3 月及び同年 4 月

私は、平成 12 年 7 月に厚生年金保険適用事業所を退職した後、市役所出張所で国民年金及び国民健康保険の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を同出張所で毎月納付していた。申立期間①の保険料が免除とされていることに納得できない。

また、私は平成 13 年 4 月に会社に再就職したが、入社時に社会保険加入の説明が無く、健康保険被保険者証をもらえなかったので、厚生年金保険には未加入であると思い、国民年金保険料及び国民健康保険税を納付していた。14 年 3 月の再就職先の会社も上記と同様であったので、国民年金保険料を継続して納付していた。申立期間②及び④については、厚生年金保険に加入していることが分かったので、当該期間の保険料が還付されていないことに納得できない。

さらに、私は平成 14 年 7 月に転居して両親と同居したが、社会保険事務所（当時）の職員から保険料に未納があるので納付するよう督促され、私の父と私が申立期間③の保険料を納付したが、申立期間③の保険料は前住地で私が既に納付していたので、当該期間の保険料を重複して納付したことになる。申立期間③の保険料が還付されていないことに納得できない。

前回の申立てでは記録訂正が認められなかったが、オンライン記録のみを基にして結論を出されても納得できず、前回の申立てに対する結論は矛盾していると思うので、改めて審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、i) 申立期間①については、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿では申請免除期間とされているほか、免除申請日及び処理年月日がオンライン記録で確認できること、ii) 申立期間②及び④については、申立人は当該期間の国民年金保険料及び国民健康保険税を継続して納付していたと説明しているが、申立人が当時居住していた市の「国民健康保険被保険者資格の取得・喪失履歴」で、申立人は厚生年金保険被保険者資格取得に伴う国民健康保険の資格喪失手続を行っていることが確認できるほか、当該期間に係る厚生年金保険の資格取得記録等がオンライン記録で確認でき、申立人の説明と相違していること、iii) 申立期間③については、申立人は、現在も居住する市を管轄する社会保険事務所（当時）が発行した「国民年金保険料納付状況証明書」及び平成14年1月・同年2月の保険料の領収証書を提出しているが、当該証明書等から申立人及びその父親が当該期間の保険料を重複して納付していたこととはうかがえないほか、当該期間のうち、13年6月から同年12月までの保険料を重複納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明であること、iv) 申立人の希望により実施した口頭意見陳述において申立人が提出した資料についても、申立期間の保険料を納付していたことを示す資料とは言えないことなどを理由として、既に年金記録確認A地方第三者委員会（当時。以下「A委員会」という。）の決定に基づき、平成24年2月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、オンライン記録のみで結論を出されても納得できないなどとして再度申立てを行い、申立期間当時に居住していた市の「国民健康保険税 収納状況一覧表」を提出しているが、A委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、申立人の希望により再度実施した口頭意見陳述においても、申立人が申立期間①、②及び④の保険料を納付し、申立人及びその父親が申立期間③の保険料を重複して納付していたことをうかがわせる事情の説明や新たな資料の提出は無く、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①、②及び④の国民年金保険料を納付し、申立期間③の保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から55年1月までの期間、同年7月から61年9月までの期間、62年2月、同年3月及び同年7月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から55年1月まで
② 昭和55年7月から61年9月まで
③ 昭和62年2月及び同年3月
④ 昭和62年7月から63年3月まで

私は、A区で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたが、昭和46年にB区へ転居した後は多忙なこともあり、2、3度保険料を納付しただけで、ほとんど保険料を納付していなかった。その後56年頃に自宅にきた集金人に未納期間の保険料を納付するように言われたため、数十万円の保険料を遡って納付した。その後は納付忘れが無いように口座振替で保険料を納付していたので、保険料は全て納付済みになっていたと思っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間当時は2、3度のみ国民年金保険料を現年度納付し、申立期間②の期間中の昭和56年頃に数十万円の保険料を遡って納付したと述べているものの、申立人の保険料の納付期間及び納付額に関する記憶は明確でない上、同年時点では、申立期間①の大部分は、時効により保険料を納付することができない期間である。

申立期間②については、申立人は、昭和56年以降は口座振替で保険料を納付していたと思うとしているが、当該期間中の59年5月10日に作成された年度別納付状況リストの納付方法欄には、「AO」（定額保険料3か月納付）と記載され、口座振替を示すコードとは異なっていることが確認でき、申立人は納付方法に関する記憶が明確でない。

申立期間③及び④については、申立人は、上記のとおり、昭和56年以降は口座振替で

保険料を納付し、振替不能になった記憶も納付書で納付した記憶も無いと述べているが、当該期間前後の期間の保険料を時効直前に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、保険料の納付時期及び納付方法に関する記憶は明確でない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 13951 (事案 8501 及び 13455 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から48年3月まで

私は、A市に転入した昭和41年以降に、婦人会会長宅で国民年金の加入手続きを行い、同会長宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していた。私は、加入当時の保険料は100円であったことを記憶している。婚姻後は、妻が同会長宅に来ていた集金人に夫婦二人の保険料を納付していた。申立期間の保険料が夫婦共に未納とされていることに納得できないので、これまでに記録を訂正するよう2回申し立てたが認められなかった。今回、二つの資料を提出するので、改めて審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、昭和36年4月から48年3月までの期間を申立期間として申立てを行っていたが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の49年3月に夫婦2番違いで払い出されており、申立期間(全体)の国民年金保険料を納付するためには、当時実施されていた第2回目の特例納付により納付する以外にないが、申立人は特例納付した記憶は無いと説明していること、ii) 申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に年金記録確認B地方第三者委員会(当時。以下「B委員会」という。)の決定に基づき、平成22年9月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、保険料の納付開始月を勘違いしていたとして、申立期間を昭和41年4月から48年3月までの期間に変更した上、二人の証人からの証言書を提出して再申立てを行っている。

しかし、証言書を提出した二人の証人から証言書に記載されている内容について聴取した結果、証言書の内容は申立人が申立期間の保険料を納付したことを裏付けるものではない上、B委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、平成24年9月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに、保険料の納付を示す資料として昭和43年4月10日発行のA市の広報、申立期間当時の集金制度等についての同市からの回答文書を提出し、その記載内容から、集金人が保険料を集金していた事実が判明したとして再々度の申立てを行っている。しかしながら、二つの資料は、同市が申立期間当時に国民年金保険料に関して集金人制度を導入していたことを示してはいるが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを裏付けるものではないことから、B委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情には当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 13952 (事案 8502 及び 13456 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から48年3月まで

私は、婚姻した昭和43年5月頃に、居住していたA市において、婦人会会長宅で国民年金の加入手続を行い、夫が国民年金保険料の納付を開始した41年4月まで遡って保険料を納付し、その後は私が夫婦二人の保険料を同会長宅に来ていた集金人に納付していた。申立期間の保険料が夫婦共に未納とされていることに納付できないので、これまでに記録を訂正するよう2回申し立てたが認められなかった。今回、二つの資料を提出するので、改めて審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、昭和36年4月から48年3月までの期間を申立期間として申立てを行っていたが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の49年3月に夫婦2番違いで払い出されており、申立期間(全体)の国民年金保険料を納付するためには、当時実施されていた第2回目の特例納付により納付する以外にないが、申立人の夫は特例納付した記憶は無いと説明していること、ii) 申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に年金記録確認B第三者委員会(当時。以下「B委員会」という。)の決定に基づき、平成22年9月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、保険料の納付開始月を勘違いしていたとして、申立期間を昭和43年5月から48年3月までの期間に変更した上、二人の証人からの証言書を提出して再申立てを行っている。

しかし、証言書を提出した二人の証人から証言書に記載されている内容について聴取した結果、証言書の内容は申立人が申立期間の保険料を納付したことを裏付けるものではない上、B委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、平成24年9月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、加入手続を行った昭和 43 年に、夫が保険料の納付を開始した時期まで遡って保険料を納付したとして、申立期間を 41 年 4 月から 48 年 3 月までの期間に変更し、新たに、保険料の納付を示す資料として 43 年 4 月 10 日発行の A 市の広報、申立期間当時の集金制度等についての同市からの回答文書を提出し、その記載内容から、集金人が保険料を集金していた事実が判明したとして再々度の申立てを行っている。しかしながら、二つの資料は、同市が申立期間当時に国民年金保険料に関して集金人制度を導入していたことを示しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを裏付けるものではないことから、B 委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情には当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から49年3月までの期間、55年7月から56年1月までの期間、同年3月から61年3月までの期間及び同年5月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年4月から49年3月まで
② 昭和55年7月から56年1月まで
③ 昭和56年3月から57年3月まで
④ 昭和57年4月から61年3月まで
⑤ 昭和61年5月から63年3月まで

私たち夫婦は、昭和40年4月頃に国民年金の加入手続きを行い、私の妻が夫婦二人の国民年金保険料を区の集金人や出張所で納付していた。また、時期は定かでないが、区の集金人が来なくなってからも、妻が夫婦二人の保険料を金融機関で納付していた。申立期間①、②、③及び⑤の保険料が未納とされ、申立期間④の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和40年4月頃に夫婦連番で払い出されたと推認できる。

申立期間①、②及び③については、申立人が上記手帳記号番号払出時点から現在まで居住している区の国民年金被保険者名簿の検認記録欄では、申立期間①のうち昭和40年4月から47年3月までの国民年金保険料は未納とされているほか、59年5月10日現在のデータに基づいて作成された年度別納付状況リストでは、申立期間①、②及び③の保険料は未納とされている上、申立人が当該リスト作成時点から60歳まで保険料を納付したとしても納付月数が受給資格期間に20か月不足する旨の記載がある。

申立期間④については、上記リストでは、当該期間のうち昭和57年度及び58年度の保険料は申請免除と記録されており、オンライン記録では、59年度及び60年度の保険料に係る免除申請年月日及び処理年月日が確認できるところ、申立人から保険料の免除

申請が無いにもかかわらず、行政機関が連続した4年度にわたる当該期間を保険料免除期間とする事務処理を行い続けたとは考え難い。

申立期間⑤については、申立人の妻は、夫婦二人の保険料を納期限までに納付していたと述べているが、妻の当該期間直前の昭和61年4月の保険料は62年10月26日、当該期間直後の63年4月から平成2年3月までの保険料は同年7月23日にいずれも過年度納付されたことがオンライン記録で確認でき、必ずしも納期限内に納付されていないなど、妻は当該期間の保険料に係る納付状況に関する記憶が明確でない。

また、申立期間は5回（計199か月）に及び、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和40年4月以降、申立人は氏名に変更が無く、同一区内に居住しており、この手帳記号番号により、申立人の記録管理が行われていることが確認できることから、これだけの回数及び期間について事務処理誤りが起こるとは考え難い。

そのほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から43年3月までの期間、44年1月から45年12月までの期間、46年4月から47年9月までの期間、48年1月から同年3月までの期間、55年7月から61年3月までの期間及び同年5月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から43年3月まで
② 昭和44年1月から45年12月まで
③ 昭和46年4月から47年9月まで
④ 昭和48年1月から同年3月まで
⑤ 昭和55年7月から57年3月まで
⑥ 昭和57年4月から61年3月まで
⑦ 昭和61年5月から63年3月まで

私たち夫婦は、昭和40年4月頃に国民年金の加入手続を行い、私が夫婦二人の国民年金保険料を区の集金人や出張所で納付していた。また、時期は定かでないが、区の集金人が来なくなってからも、私が夫婦二人の保険料を金融機関で納付していた。申立期間①、②、③、④、⑤及び⑦の保険料が未納とされ、申立期間⑥の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和40年4月頃に夫婦連番で払い出されたと推認できる。

申立期間①、②、③、④及び⑤については、申立人が上記手帳記号番号払出時点から現在まで居住している区の国民年金被保険者名簿の検認記録欄では、申立期間①、②及び③のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料は未納とされているほか、59年5月10日現在のデータに基づいて作成された年度別納付状況リストでは、申立期間②のうち、44年4月以降の期間と申立期間③、④及び⑤の保険料は未納とされている。

申立期間⑥については、上記リストでは、当該期間のうち昭和 57 年度及び 58 年度の保険料は申請免除と記録されており、オンライン記録では、59 年度及び 60 年度の保険料に係る免除申請年月日及び処理年月日が確認できるところ、申立人から保険料の免除申請が無いにもかかわらず、行政機関が連続した 4 年度にわたる当該期間を保険料免除期間とする事務処理を行い続けたとは考え難い。

申立期間⑦については、申立人は、夫婦二人の保険料を納期限までに納付していたと述べているが、当該期間直前の昭和 61 年 4 月の保険料は 62 年 10 月 26 日、当該期間直後の 63 年 4 月から平成 2 年 3 月までの保険料は同年 7 月 23 日にいずれも過年度納付されたことがオンライン記録で確認でき、必ずしも納期限内に納付されていないなど、申立人は当該期間の保険料に係る納付状況に関する記憶が明確でない。

また、申立期間は 7 回（計 152 か月）に及び、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 40 年 4 月以降、申立人は氏名に変更が無く、同一区内に居住しており、この手帳記号番号により、申立人の記録管理が行われていることが確認できることから、これだけの回数及び期間について事務処理誤りが起こるとは考え難い。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案25136（事案13728の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月1日から34年7月1日まで
A社（昭和34年2月20日にB社に社名変更）に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、記録訂正を行うことができない旨の通知があった。
しかし、第三者委員会の判断は明らかな誤りである。今回、新たに入手した情報及び資料を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る前回の申立てについては、申立人が申立期間にA社及びB社に勤務していたことは推認できるものの、両事業所は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、当時の事業主及び従業員の回答から、申立期間の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することはできず、また、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、年金記録の改ざんの形跡等の不合理な訂正記録は無く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらないことなどから、既に年金記録確認C地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成22年12月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 2 これに対し、申立人は、新たな資料及び情報として、申立人の二人の兄が作成した陳述書などを添えた「申立の概要」を提出しており、i) 本件会社は、昭和24年5月の設立後40年11月に解散するまでD市内で電気工事業を営んでおり、その間、厚生年金保険から脱退することは事実上あり得なかったこと、ii) 第三者委員会が最大の論拠とした被保険者名簿には、事実上あり得ない虚偽事実が記載されており、その信用性は皆無であること、iii) 申立人が社会保険事務所担当者から手渡されたとする中央に「事業所B社」と書かれた書面（B社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票）にも重大な誤りがあることから、前回の第三者委員会の判断は誤りであると主張

し、改めて調査を行い、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとしている。

3 そこで、「申立の概要」に記載されている i) から iii) までの主張を調査、審議した。

上記 i) の主張の根拠として、申立人は、第一に、A社は、申立期間についても従前と変わりなく法人の事業所として電機工事事業を継続しており、同社の従業員数が、当時の厚生年金保険法における強制適用事業所の適用要件である5人以上を満たさなくなった場合でも、そのまま厚生年金保険の適用を受けることが可能で、そうするのが一般的であることから、同社が厚生年金保険から脱退し資格を喪失する理由は無いとしている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和24年10月31日をもって、「強制適用事業所」の要件を満たさなくなり、25年11月1日まで「任意包括適用事業所」とみなされていることが確認できるところ、申立期間当時の厚生年金保険法第20条の2においては、任意包括適用事業所について、事業主は、被保険者の4分の3以上の同意を得た上で、行政庁の認可を受け、その被保険者の全員の資格を喪失させることができる旨規定されており、同年6月以降、被保険者が事業主の子である申立人と申立人の長兄の二人のみとなった同社が厚生年金保険から脱退したとしても不自然なことではない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険適用事業所台帳及び厚生年金保険被保険者証番号払出簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年7月1日を適用年月日として、申立人及び申立人の長兄を含めた6人に新規に厚生年金保険被保険者証番号が連続して払い出されていることが確認できるところ、申立人及びその長兄の番号はそれらの者がA社において被保険者であったときの番号とは異なっていることが確認できる。

さらに、上記払出簿で確認できる適用年月日とB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる上記6人の資格取得日は、いずれも昭和34年7月1日で一致している。

第二に、申立人は、申立期間当時、E社は厚生年金保険に加入していない事業所には絶対に下請させない方針であったから、A社が申立期間に厚生年金保険の適用を受けないままE社の下請作業をすることは事実上不可能であり、A社が昭和25年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなることはあり得ないとしている。

しかしながら、E社は、「申立期間当時、当社の下請作業に従事しようとする事業所は、当社との間に電機工事の一括受注契約を締結しているF組合へ加入していなければならなかったが、労働保険（労災保険・雇用保険）や社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入は義務づけていなかった。」と回答しているところ、F組合が保有する組合員名簿（平成25年7月1日現在）によると、A社は、昭和25年2月27日に同組合に加入し、現在までGの商号で継続して加入していることが確認できるが、同店が掲載されているH支部のページに掲載されている他事業所12社の厚生年金保険の

適用状況をオンライン記録で確認したところ、4社については厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できず、A社と同日に同組合に加入した3社は、それぞれ32年6月1日、35年2月1日、63年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、残りの5社についても同組合に加入した日より後に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

第三に、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなかったとすれば、同社の従業員は全員健康保険にも加入していなかったこととなり、10年近い期間に、同社の従業員が誰も健康保険に加入していなかったという想定は常識に反することであるとしているが、上記のとおり、F組合に加入している事業所で厚生年金保険に加入していない事業所も確認できる上、申立期間当時、D市では昭和29年7月から国民健康保険の事業が開始されていることから、同年7月以降の国民健康保険への加入は可能であったことが確認できる。

これらのことから、申立期間当時、A社が、継続して厚生年金保険の適用事業所であったとする事情は見当たらない。

上記ii)の主張の根拠として、申立人は、第一に、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、昭和24年6月4日から25年11月1日までの被保険者記録に関する書面であるにもかかわらず、I社会保険事務所(当時)が63年にJ社会保険事務所(当時)とK社会保険事務所(当時)に分かれたことにより使われ始めたはずの「L」の印(○で囲んだ「L」の印。以下「L印」という。)が、当該被保険者名簿の「健康保険ノ番号」欄に押されているのは、同年以降に、何らかの理由で当該被保険者名簿に手が加えられたか、その時点で新たに作成されたことを疑わせる事実であるとしている。

しかしながら、申立人が指摘している上記被保険者名簿にはL印のほか、○で囲んだ「M」の押印を確認することができる上、I社会保険事務所で使用されていたA社以外の複数の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても同様の押印が確認できる上、他県の社会保険事務所が管轄する事業所の被保険者名簿においても○で囲んだ「O」、「P」、「Q」などの押印が確認できることから、L印がJ社会保険事務所を示すものではないと考えられる。

また、上記被保険者名簿と同様の事項を被保険者ごとに記録した厚生年金保険被保険者台帳においても同様のL印等が確認できる上、同被保険者台帳は、昭和50年から52年までの間にマイクロフィルム化され、保管・管理されていることから、63年から業務を開始したJ社会保険事務所がL印を使用したとは考え難い。

さらに、日本年金機構は、上記被保険者名簿に押されているL印について、上記被保険者台帳においても押されていることが確認できることから、L印は、被保険者名簿と被保険者台帳の記載内容を照合したことを示す確認印であり、その押印時期については、被保険者台帳が昭和34年12月までに社会保険事務所から厚生省保険局年金保険課(当時)に移管されていることから、I社会保険事務所がJ社会保険事務所とK社会保険事務所に分割された63年以降に押印されたものではないと推察されると回答

している。

第二に、申立人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同僚の被保険者資格取得年月日が昭和25年6月1日とされているが、当該同僚が同社に入社したのは28年であることから、当該資格取得日の記録は誤りであり、申立人の次兄は24年9月12日頃に同社に入社しているにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得記録が無いのは事実と相違しているとしている。

しかしながら、申立人が指摘している上記被保険者名簿に記載されている当該同僚は連絡先が不明であり、ほかに照会できる従業員もいないため事実を確認することはできない。

上記iii)の主張の根拠として、申立人は、B社に係る自身の厚生年金保険被保険者原票の被扶養者氏名欄には、申立人の長兄の子の名前が記載されているが、申立人は長兄の子を扶養したことはなく、これは極めて明白かつ異常な誤りであるとしている。

しかしながら、申立人が指摘している上記被保険者原票の被扶養者氏名欄には申立人の長兄の子の名前の記載が確認できるものの、申立期間当時の健康保険法第1条第2項には、現在の健康保険法第3条第7項と同様に、3親等内の親族について、被保険者によって主として生計を維持され同一世帯にある場合には、その3親等内の親族の者を被扶養者とすることができると規定されており、申立人の主張以外に申立人の長兄の子が被扶養者氏名欄に記載されている事情について確認できる資料等は見当たらない。

なお、健康保険の被扶養者欄の内容は、厚生年金保険の加入や保険料控除と直接関係するものではない。

- 4 以上のことから、申立人からの新たな資料及び情報については、年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月11日から34年7月1日まで

A社(昭和34年2月20日にB社に社名変更)に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、同社には、申立期間も含めて継続して勤務しており、加入記録が無いことに納得できない。調査して、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の二人の兄弟は、申立人が申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと供述している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和25年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、B社に係る健康保険厚生年金保険適用事業所台帳によると、同社は34年7月1日に適用事業所となっていることから、申立期間のほとんどは適用事業所となっていない。

この点について申立人は、A社が昭和24年5月の設立後40年11月に解散するまでC市内で電気工事事業を営んでおり、その間、厚生年金保険から脱退することは事実上あり得なかったと主張し、その根拠として、第一に、同社は、申立期間についても従前と変わりなく法人の事業所として電機工事事業を継続しており、同社の従業員数が、当時の厚生年金保険法における強制適用事業所の適用要件である5人以上を満たさなくなった場合でも、そのまま厚生年金保険の適用を受けることが可能で、そうするのが一般的であることから、同社が厚生年金保険から脱退し資格を喪失する理由はないとしている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和24年10月31日をもって、「強制適用事業所」の要件を満たさなくなり、25年11月1日まで「任意包括適用事業所」とみなされていることが確認できるところ、申立期間

当時の厚生年金保険法第20条の2においては、任意包括適用事業所について、事業主は、被保険者の4分の3以上の同意を得た上で、行政庁の認可を受け、その被保険者の全員の資格を喪失させることができる旨規定されており、同年6月以降、被保険者が事業主の子である申立人の兄と弟の二人のみとなった同社が厚生年金保険から脱退したとしても不自然なことではない。

また、厚生年金保険被保険者証番号払出簿によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年7月1日を適用年月日として、申立人及び申立人の兄弟を含めた6人に新規に厚生年金保険被保険者証番号が連続して払い出されていることが確認できるところ、申立人の兄及び弟の番号はそれらの者がA社において被保険者であったときの番号とは異なっていることが確認できる。

さらに、上記払出簿で確認できる適用年月日とB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる上記6人の資格取得日は、いずれも昭和34年7月1日で一致している。

第二に、申立人は、申立期間当時、D社は厚生年金保険に加入していない事業所には絶対に下請させない方針であったから、A社が申立期間に厚生年金保険の適用を受けないままD社の下請作業をすることは事実上不可能であり、A社が昭和25年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなることはあり得ないとしている。

しかしながら、D社は、「申立期間当時、当社の下請作業に従事しようとする事業所は、当社との間に電機工事の一括受注契約を締結しているE組合へ加入していなければならなかったが、労働保険（労災保険・雇用保険）や社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入は義務づけていなかった。」と回答しているところ、E組合が保有する組合員名簿（平成25年7月1日現在）によると、A社は、昭和25年2月27日に同組合に加入し、現在までFの商号で継続して加入していることが確認できるが、同店が掲載されているG支部のページに掲載されている他事業所12社の厚生年金保険の適用状況をオンライン記録で確認したところ、4社については厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できず、A社と同日に同組合に加入した3社は、それぞれ32年6月1日、35年2月1日、63年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、残りの5社についても同組合に加入した日より後に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

第三に、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなかったとすれば、同社の従業員は全員健康保険にも加入していなかったこととなり、10年近い期間に、同社の従業員が誰も健康保険に加入していなかったという想定は常識に反することであるとしているが、上記のとおり、E組合に加入している事業所で厚生年金保険に加入していない事業所も確認できる上、申立期間当時、C市では昭和29年7月から国民健康保険の事業が開始されていることから、同年7月以降の国民健康保険への加入は可能であったことが確認できる。

これらのことから、申立期間当時、A社が、継続して厚生年金保険の適用事業所であったとする事情は見当たらない。

2 申立人の氏名は、上記のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に見当たらない。

この点について、申立人は、当該被保険者名簿に事実上あり得ない虚偽事実が記載されており、その信用性は皆無であると主張し、その主張の根拠として、第一に、当該被保険者名簿は、昭和24年6月4日から25年11月1日までの被保険者記録に関する書面であるにもかかわらず、H社会保険事務所（当時）が63年にI社会保険事務所（当時）とJ社会保険事務所（当時）に分かれたことにより使われ始めたはずの「K」の印（○で囲んだ「K」の印。以下「K印」という。）が、当該被保険者名簿の「健康保険ノ番号」欄に押されているのは、同年以降に、何らかの理由で当該被保険者名簿に手が加えられたか、その時点で新たに作成されたことを疑わせる事実であるとしている。

しかしながら、上記被保険者名簿にはK印のほかに、○で囲んだ「L」の押印を確認することができる。H社会保険事務所で使用されていたA社以外の複数の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても同様の押印が確認できる上、他県の社会保険事務所（当時）が管轄する事業所の被保険者名簿においても○で囲んだ「M」、「N」、「O」などの押印が確認できることから、K印がI社会保険事務所を示すものではないと考えられる。

また、上記被保険者名簿と同様の事項を被保険者ごとに記録した厚生年金保険被保険者台帳においても同様のK印等が確認できる。同被保険者台帳は、昭和50年から52年までの間にマイクロフィルム化され、保管・管理されていることから、63年から業務を開始したI社会保険事務所がK印を使用したとは考え難い。

さらに、日本年金機構は、上記被保険者名簿に押されているK印について、上記被保険者台帳においても押されていることが確認できることから、K印は、被保険者名簿と被保険者台帳の記載内容を照合したことを示す確認印であり、その押印時期は、被保険者台帳が昭和34年12月までに社会保険事務所から厚生省保険局年金保険課（当時）に移管されていることから、H社会保険事務所がI社会保険事務所とJ社会保険事務所に分割された63年以降に押印されたものではないと推察されると回答している。

第二に、申立人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同僚の被保険者資格取得年月日が昭和25年6月1日とされているが、当該同僚が同社に入社したのは28年であることから当該資格取得日の記録は誤りであり、自身は24年9月12日頃に同社に入社しているにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得記録が無いのは事実と相違しているとしている。

しかしながら、申立人が指摘している上記被保険者名簿に記載されている当該同僚は連絡先が不明であり、ほかに照会できる従業員もいないため事実を確認することはできない。

3 さらに、申立人は、B社に係る申立人の弟の厚生年金保険被保険者原票の被扶養者氏名欄には、申立人の兄の子の名前が記載されているが、弟が兄の子を扶養したことはなく、これは極めて明白かつ異常な誤りであるとしている。

しかしながら、申立人が指摘している上記被保険者原票の被扶養者氏名欄には申立人の兄の子の名前の記載が確認できるものの、申立期間当時の健康保険法第1条第2項には、現在の健康保険法第3条第7項と同様に、3親等内の親族について、被保険者によって主として生計を維持され同一世帯にある場合には、その3親等内の親族の者を被扶養者とすることができると規定されており、申立人の主張以外に申立人の兄の子が被扶養者氏名欄に記載されている事情について確認できる資料等は見当たらない。

なお、健康保険の被扶養者欄の内容は、厚生年金保険の加入や保険料控除と直接関係するものではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月1日から34年7月1日まで
A社(昭和34年2月20日にB社に社名変更)に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、同社には、申立期間も含めて継続して勤務しており、加入記録が無いことに納得がいかない。調査して、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の二人の弟は、申立人が申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと供述している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和25年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、B社に係る健康保険厚生年金保険適用事業所台帳によると、同社は34年7月1日に適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所となっていない。

この点について申立人は、A社が昭和24年5月の設立後40年11月に解散するまでC市内で電気工事事業を営んでおり、その間、厚生年金保険から脱退することは事実上あり得なかったと主張し、その根拠として、第一に、同社は、申立期間についても従前と変わりなく法人の事業所として電機工事事業を継続しており、同社の従業員数が、当時の厚生年金保険法における強制適用事業所の適用要件である5人以上を満たさなくなった場合でも、そのまま厚生年金保険の適用を受けることが可能で、そうするのが一般的であることから、同社が厚生年金保険から脱退し資格を喪失する理由はないとしている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和24年10月31日をもって、「強制適用事業所」の要件を満たさなくなり、25年11月1日まで「任意包括適用事業所」とみなされていることが確認できるところ、申立期間

当時の厚生年金保険法第20条の2においては、任意包括適用事業所について、事業主は、被保険者の4分の3以上の同意を得た上で、行政庁の認可を受け、その被保険者の全員の資格を喪失させることができる旨規定されており、同年6月以降、被保険者が事業主の子である申立人と申立人の末弟の二人のみとなった同社が厚生年金保険から脱退したとしても不自然なことではない。

また、厚生年金保険被保険者証番号払出簿によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年7月1日を適用年月日として、申立人及び申立人の末弟を含めた6人に新規に厚生年金保険被保険者証番号が連続して払い出されていることが確認できるところ、申立人及びその末弟の番号はそれらの者がA社において被保険者であったときの番号とは異なっていることが確認できる。

さらに、上記払出簿で確認できる適用年月日とB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる上記6人の資格取得日は、いずれも昭和34年7月1日で一致している。

第二に、申立人は、申立期間当時、D社は厚生年金保険に加入していない事業所には絶対に下請させない方針であったから、A社が申立期間に厚生年金保険の適用を受けないままD社の下請作業をすることは事実上不可能であり、A社が昭和25年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなることはあり得ないとしている。

しかしながら、D社は、「申立期間当時、当社の下請作業に従事しようとする事業所は、当社との間に電機工事の一括受注契約を締結しているE組合へ加入していなければならなかったが、労働保険（労災保険・雇用保険）や社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入は義務づけていなかった。」と回答しているところ、E組合が保有する組合員名簿（平成25年7月1日現在）によると、A社は、昭和25年2月27日に同組合に加入し、現在までFの商号で継続して加入していることが確認できるが、同店が掲載されているG支部のページに掲載されている他事業所12社の厚生年金保険の適用状況をオンライン記録で確認したところ、4社については厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できず、A社と同日に同組合に加入した3社は、それぞれ32年6月1日、35年2月1日、63年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、残りの5社についても同組合に加入した日より後に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

第三に、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなかったとすれば、同社の従業員は全員健康保険にも加入していなかったこととなり、10年近い期間に、同社の従業員が誰も健康保険に加入していなかったという想定は常識に反することであるとしているが、上記のとおり、E組合に加入している事業所で厚生年金保険に加入していない事業所も確認できる上、申立期間当時、C市では昭和29年7月から国民健康保険の事業が開始されていることから、同年7月以降の国民健康保険への加入は可能であったことが確認できる。

これらのことから、申立期間当時、A社が、継続して厚生年金保険の適用事業所であったとする事情は見当たらない。

2 申立人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に事実上あり得ない虚偽事実が記載されており、その信用性は皆無であると主張し、その主張の根拠として、第一に、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、昭和24年6月4日から25年11月1日までの被保険者記録に関する書面であるにもかかわらず、H社会保険事務所（当時）が63年にI社会保険事務所（当時）とJ社会保険事務所（当時）に分かれたことにより使われ始めたはずの「K」の印（○で囲んだ「K」の印。以下「K印」という。）が、当該被保険者名簿の「健康保険ノ番号」欄に押されているのは、同年以降に、何らかの理由で当該被保険者名簿に手が加えられたか、その時点で新たに作成されたことを疑わせる事実であるとしている。

しかしながら、申立人が指摘している上記被保険者名簿にはK印のほかに、○で囲んだ「L」の押印を確認することができる。H社会保険事務所で使用されていたA社以外の複数の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても同様の押印が確認できる上、他県の社会保険事務所（当時）が管轄する事業所の被保険者名簿においても○で囲んだ「M」、「N」、「O」などの押印が確認できることから、K印がI社会保険事務所を示すものではないと考えられる。

また、上記被保険者名簿と同様の事項を被保険者ごとに記録した厚生年金保険被保険者台帳においても同様のK印等が確認できる。同被保険者台帳は、昭和50年から52年までの間にマイクロフィルム化され、保管・管理されていることから、63年から業務を開始したI社会保険事務所がK印を使用したとは考え難い。

さらに、日本年金機構は、上記被保険者名簿に押印されているK印について、上記被保険者台帳においても押印されていることが確認できることから、K印は、被保険者名簿と被保険者台帳の記載内容を照合したことを示す確認印であり、その押印時期は、被保険者台帳が昭和34年12月までに社会保険事務所から厚生省保険局年金保険課（当時）に移管されていることから、H社会保険事務所がI社会保険事務所とJ社会保険事務所に分割された63年以降に押印されたものではないと推察されると回答している。

第二に、申立人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同僚の被保険者資格取得年月日が昭和25年6月1日とされているが、当該同僚が同社に入社したのは28年であることから、当該資格取得日の記録は誤りであり、申立人の次弟は24年9月12日頃に同社に入社しているにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得記録が無いのは事実と相違しているとしている。

しかしながら、申立人が指摘している上記被保険者名簿に記載されている当該同僚は連絡先が不明であり、ほかに照会できる従業員もいないため事実を確認することはできない。

3 申立人は、B社に係る末弟の厚生年金保険被保険者原票の被扶養者氏名欄には、自身の子の名前が記載されているが、末弟が当該子を扶養したことはなく、これは極めて明白かつ異常な誤りであるとしている。

しかしながら、申立人が指摘している上記被保険者原票の被扶養者氏名欄には申立人の子の名前の記載が確認できるものの、申立期間当時の健康保険法第1条第2項には、現在の健康保険法第3条第7項と同様に、3親等内の親族について、被保険者によって主として生計を維持され同一世帯にある場合には、その3親等内の親族の者を被扶養者とすることができる」と規定されており、申立人の主張以外に申立人の子が被扶養者氏名欄に記載されている事情について確認できる資料等は見当たらない。

なお、健康保険の被扶養者欄の内容は、厚生年金保険の加入や保険料控除と直接関係するものではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月2日から34年3月30日まで
年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間の後に勤務したA社の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給した記憶があるが、申立期間に勤務したB社の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金については、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和34年8月20日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案25140（事案10319の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月1日から同年7月1日まで
② 昭和31年10月1日から39年4月30日まで

私には、申立期間に係る脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶は無いので、当該脱退手当金の支給記録を取り消してほしいと第三者委員会に申し立てたが、認められなかった。

しかし、第三者委員会の審議結果に納得できないので、新たな証拠等は提出できないが、改めて審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間に係る最終事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、事業所を退職後の昭和39年7月31日に訂正処理がなされており、申立期間の脱退手当金は同年9月25日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名訂正が行われたと考えるのが自然であること、当該被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどの理由により、既に年金記録確認A地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成22年6月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記審議結果に納得できないとし、申立てを行っているが、申立人から新たな資料や情報が得られず、年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月7日から34年4月29日まで
年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年4月29日の前後各3年以内に資格喪失した女性であって、同社において脱退手当金の受給資格を有する11名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む10名に支給記録が確認でき、当該10名全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に支給決定がなされている上、同一日に資格喪失し、同一日に支給決定されている者が3組6名おり、このうち連絡の取れた1名は、「退職するときに会社から脱退手当金の説明があった。脱退手当金の請求手続は、会社がしてくれた。」と供述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求をした可能性が高いと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給決定された昭和34年8月29日の直前の同年6月29日に、脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給し

ていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 7 月 1 日から 59 年 9 月 1 日まで
② 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで
③ 平成元年 10 月 1 日から 4 年 9 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間①から③までにおける標準報酬月額が直前の標準報酬月額より下がっている。給与は上がることはあっても、下がることはなかったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から③までについて、給与が下がることはなかったと主張している。

しかしながら、B 社は、申立人の申立期間①から③までの標準報酬月額が下がっていることについて、給与の主な変動要素は手当の増減によるものと思われるが、申立人に係る保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料を保存していないため確認できない旨回答している上、同社が加入している C 健康保険組合は、当該期間の資料は保存期限が経過しているため申立人に係る保険料控除額を確認できない旨回答していることから、申立人の主張する報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間①から③までにおいて、A 社で継続して厚生年金保険の被保険者となっている 24 人に照会したところ、10 人が残業手当及び役職手当によって給与が変動したとしており、うち 4 人は、役職になると残業手当の非対象者となり給与が下がることがあったと回答している。

さらに、申立期間を含む昭和 55 年 10 月から平成 4 年 10 月までの期間において、申立人と同様に標準報酬月額が下がったことがある者が 28 人確認できるところ、上記回答のあった従業員の一人は、自身の給与と標準報酬月額の記録は一致していると回答している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の標準報酬月額に係る記録に不備な点はなく、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月1日から48年11月11日まで
平成25年8月頃に届いた厚生年金保険の期間照会の回答を見て、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、A社の退職時には、脱退手当金も退職金も受給した記憶が無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月半後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 23 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。同社が年金事務所に事後訂正の届出を行ってくれたが、時効により厚生年金保険は納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の記録となっている。申立期間の給料支払明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における平成 23 年 8 月の標準報酬月額は、当初、13 万 4,000 円と記録されていたところ、同社は、同年 5 月の昇給に伴う健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を管轄年金事務所に提出していなかったとして、25 年 10 月に訂正の届出を行い、同年 10 月 16 日付けで 15 万円に訂正されているが、時効により保険料は納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の 13 万 4,000 円となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出のあった申立期間の給料支払明細書及びA社から提出のあった申立人に係る平成 23 年度給与台帳において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額（15 万円）は、申立人が主張する標準報酬月額であることが確認できるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額（13 万 4,000 円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 25145（事案 22021 及び 24376 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月13日から42年9月13日まで
申立期間については、過去2回にわたり、脱退手当金を受給していないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしいと第三者委員会に申し立てたが認められなかった。

しかし、自分で申立期間に係る脱退手当金裁定請求書及びその添付資料のカラーコピーを再度取り寄せ、記載内容を再確認し、年金事務所の担当者等の関係者に照会したが、やはり社会保険事務所（当時）において、申立期間に係る脱退手当金の支給について適切な事務処理が行われたとは考えられず、私が申立期間の脱退手当金を受給した記憶も無いので、第三者委員会の審議結果には納得できず、再度申し立てるので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 年金事務所に脱退手当金が支給決定された根拠となる「脱退手当金裁定請求書」、「脱退手当金計算書」等が保存されており、それらの記載内容とオンライン記録の内容は一致している上、当該裁定請求書について、申立人は、自ら作成したことを認めていることから、当該脱退手当金の請求は申立人の意思に基づき行われたものと認められること、ii) 申立人は、申立期間及びA社の厚生年金保険被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者証を保有しており、当該被保険者証には「脱」の表示（押印）が二つ確認でき、これらの表示は、申立期間及びA社の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金の支給手続の際に、それぞれ押印されたと認められることから、申立人に申立期間に係る脱退手当金が支給されたものと考えられること、iii) B社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどから、既に年金記録確認C地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成23年11月30

日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知及び年金記録確認関東地方第三者委員会の決定に基づき、25年6月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記委員会の審議結果に納得できないとして、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書及びその添付書類の一部コピーを改めて提出し、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしいと主張している。

しかしながら、申立人から提出された資料は、年金記録確認C地方第三者委員会及び年金記録確認関東地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほか年金記録確認C地方第三者委員会及び年金記録確認関東地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月20日から47年3月26日まで
申立期間については、過去3回にわたり、脱退手当金を受給していないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしいと第三者委員会に申し立てたが認められなかった。
しかし、自分で申立期間に係る脱退手当金裁定請求書及びその添付資料のカラーコピーを再度取り寄せ、記載内容を再確認し、年金事務所の担当者等の関係者に照会したが、やはり社会保険事務所(当時)において、申立期間に係る脱退手当金の支給について適切な事務処理が行われたとは考えられず、私が申立期間の脱退手当金を受給した記憶も無いので、第三者委員会の審議結果には納得できず、再度申し立てるので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示が確認できることを踏まえると、申立期間について申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難いこと、ii) 申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、払渡店としてA社の被保険者期間に係る脱退手当金裁定請求書と同じ銀行支店名が記載されていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられること、iii) B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和47年8月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないことなどから、既に年金記録確認C地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成22年4月14日付け及び23年11月30日付けでそれぞれ年金記録の訂正は必要でないとする通知並びに年金記録確認関東地方第三者委員会の決定に基づき、25年6月26日付けで年金

記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記委員会の審議結果に納得できないとして、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書及びその添付書類の一部コピーを改めて提出し、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしいと主張している。

しかしながら、申立人から提出された資料は、年金記録確認C地方第三者委員会及び年金記録確認関東地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほか年金記録確認C地方第三者委員会及び年金記録確認関東地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 1 日から 43 年 9 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、販売及び製造担当として 19 歳から 25 歳までの間、住み込みで勤務した。その証拠として、同社が加入していたB協同組合から昭和 43 年 5 月 10 日付けで、同社における職務の功績が顕著であるとの表彰をうけたときの表彰状を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB協同組合から発行された昭和 43 年 5 月 10 日付けの表彰状により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及びA社から提出された適用通知書によると、同社は平成 9 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、申立期間当時の資料は既に破棄しているが、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前は、C国民健康保険組合に加入しており、政府管掌健康保険と厚生年金保険には加入していなかったため、申立人が勤務していたとする期間は厚生年金保険には加入していなかったと思われる旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。